

議案第125号

都市整備事業基金条例の一部を改正する条例案

都市整備事業基金条例（昭和39年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金は、寄附金、寄附財産の処分に係る収入その他予算からの繰入金をもって積み立てる。

第4条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

附則に次の1項を加える。

5 平成24年度及び平成25年度に限り、基金の一部を処分し、大阪市財政調整基金条例（平成25年大阪市条例第 号）に基づく大阪市財政調整基金に積み立てることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の都市整備事業基金条例第2条の規定は、平成25年度以後の年度の予算からの繰入金をもってする積立てについて適用し、平成24年度の予算からの繰入金をもってする積立てについては、なお従前の例による。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

都市整備事業基金に積み立てる予算からの繰入金の範囲を改めるとともに、都市整備事業基金の一部を財政調整基金に積み立てるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

都市整備事業基金条例 (抄)

(積立て)

第2条 基金は、次の各号に掲げる 収入その他の予算からの繰入金をもつて積み立
寄附金、寄附財産の処分に係る もつて

てる。

- (1) 港湾地帯土地経営によつて生ずる収益
- (2) 廃止した公園その他の市の施設の処分による収入の一部
- (3) 基金より生ずる果実

(有価証券による運用)

第3条 省 略

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第4条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。

第5条 関し 市規則で

附 則

1 - 4 省 略

5 平成24年度及び平成25年度に限り、基金の一部を処分し、大阪市財政調整基金条例（平成25年大阪市条例第 号）に基づく大阪市財政調整基金に積み立てることができる。